

大和市社会福祉審議会について

●設置目的と役割

- ・大和市附属機関の設置に関する条例第 2 条において、社会福祉に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する附属機関として「大和市社会福祉審議会」を設置すること、委員数を 15 人以内とすることが規定されています。
- ・また、大和市社会福祉審議会規則の第 2 条では、所掌事務として次に掲げる事項を定めています。

- (1) 社会福祉に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理する公の施設のうち、あんしん福祉部の所管に係る公の施設の管理について、市長に対し意見を述べること。
- (3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 55 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉充実計画について、社会福祉法人の求めに応じて同条第 6 項に規定する意見を述べること。

●任期

令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日(2 年間)

令和 8 年度は年 2 回の開催を予定しています。

●今年度のスケジュール

◇第 1 回社会福祉審議会 令和 8 年 7 月 31 日(金)

- ・委嘱状の交付
- ・専門委員会の委員選出(福祉行政にかかわる指定管理者評価委員会)
- ・第 6 期地域福祉計画の進行管理

◇福祉行政にかかわる指定管理者評価委員会 令和 8 年 8 月 18 日(火)

- ・指定管理者からの事業報告
- ・評価委員による意見聴取

◇第 2 回社会福祉審議会 令和 9 年 2 月頃

- ・成年後見制度利用促進基本方針および再犯防止推進基本方針について
- ・指定管理者評価委員会の報告について